

[事案 2020-122] 契約解除取消等請求

・令和2年12月23日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたことを不服として、契約解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に鼻中隔彎曲症等により入院し手術を受けたため、令和元年9月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約の解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分は睡眠時無呼吸症候群で通院していたが、告知の前に鼻中隔彎曲症の病名を医師から告げられておらず、病院の診療記録にも書かれていない。
- (2) 鼻中隔彎曲症の病名は、告知後に転院して初めて告げられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 記録によれば、令和元年7月に医師は申立人に対し「鼻中隔彎曲」「肥厚性鼻炎」の病名を告知しており、告知日の3日前にも同病名で受診している。
- (2) 鼻中隔彎曲症以外にも、声帯ポリープや両側声帯ポリープなどの受診についても告知が必要であったところ、告知されていない。
- (3) 鼻中隔彎曲症と両肥厚性鼻炎は、少なくとも責任開始日より前に発症しているから、約款上支払いの対象とならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反は明らかであり、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。